

令和4年4月28日
島根県健康福祉部医療政策課
看護職員確保グループ 田邊
TEL 0852-22-5613
FAX 0852-22-6040

令和4年度島根「ふるさと」看護奨学金貸与生の募集について

保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下、「看護職員」という。）を養成する学校等に在学し、看護に関する専門知識を修得しようとする方への修学支援を通じて、島根県内における看護職員の確保及び質の向上を図るため、本県では、奨学金貸与を行っていますが、この度、下記のとおり令和4年度貸与生の募集を実施します。

記

1. 応募資格

- 【UIターン枠】** 県外の看護師を養成する学校（准看・通信制除く）に在学しア及びイの両方を満たす方
- ア 学校卒業後、看護師として島根県内の医療施設等（指定機関）で所定の期間勤務する意思のある人
 - イ 経済的な事情により奨学金の貸与を希望する人
- 【過疎・離島枠】** 看護職員を養成する学校に在学しアからウのいずれも満たす方
- ア 学校卒業後、看護職員として島根県内の[※]過疎地域・離島の医療施設等（指定機関）で所定の期間勤務する意思のある人
 - イ 経済的な事情により奨学金の貸与を希望する人
 - ウ 市町村に対し、県が被貸与者の情報を提供することに同意する人
- ※情報提供を行う目的、提供する情報の内容、情報提供する期間、提供する情報の取扱いなど詳しくは島根県ホームページに掲載している、「令和4年度島根「ふるさと」看護奨学金貸与生募集要項」をご覧ください。

※) 過疎地域・離島の範囲

松江市のうち美保関町・島根町・鹿島町、出雲市のうち佐田町・多伎町、浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

- 【助産師枠】** 助産師を養成する学校に在学しア及びイの両方を満たす方
- ア 学校卒業後、助産師として島根県内の医療施設等（指定機関）で所定の期間勤務する意思のある人
 - イ 経済的な事情により奨学金の貸与を希望する人

2. 募集人数

【UIターン枠】 30名

【過疎・離島枠】 30名

【助産師枠】 10名

3. 貸与額

【全枠共通】 60万円（在学中一回限り・一括貸与）

4. 貸与期間及び返還の免除

【UIターン枠】

正規の修業年限の範囲内において、看護師養成施設を卒業する月まで貸与します。なお、卒業後1年以内に免許を取得し、直ちに島根県内の医療施設等（指定機関）に勤務し、引き続き5年間[※]看護師の業務に従事したときは、貸与した奨学金の全額の返還を免除します。

※看護師業務に就業することを原則としつつ、看護師養成施設を卒業した後、他種の看護職員業務に従事する場合については、相当程度許容します。

【過疎・離島枠】

正規の修業年限の範囲内において、看護師等学校養成所を卒業する月まで貸与します。なお、卒業後1年以内に免許を取得し、直ちに島根県内の過疎地域・離島の医療施設等（指定機関）に勤務し、引き続き5年間看護職員の業務に従事したときは、貸与した奨学金の全額の返還を免除します。

【助産師枠】

卒業後1年以内に免許を取得し、直ちに島根県内の医療施設等（指定機関）に勤務し、引き続き5年間[※]助産師の業務に従事したときは、貸与した奨学金の全額の返還を免除します。

※助産師業務に従事することを原則としつつ、勤務病院等の事情等により助産師以外の看護職員業務に従事する場合も、相当程度許容します。

5. 申込方法

募集要項に添付している『看護学生修学資金貸与申請書』に記載し、必要書類を添付の上、看護師等学校養成所を経由して募集要項記載の提出先へ提出してください。

6. 申込期限 令和4年7月15日（金）（当日消印有効）

応募条件、提出書類等の詳細は**募集要項にて必ずご確認ください**。

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryu/kango_kakuho/H26syugakushikin.html

（『島根県 看護 奨学金』で検索）